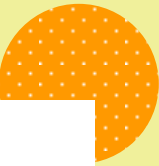


福岡市の 医療費助成制度

- 子ども医療費助成制度 1~2
- 重度障がい者医療費助成制度 3~5
- ひとり親家庭等医療費助成制度 6~8
- 医療費の払い戻し / 健康保険高額療養費について 9
- 医療費を増やさないために 10
- お問い合わせ・申請先 11

子ども医療費助成制度



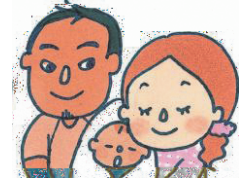
助成を受けることができる人

市内にお住まいで、健康保険に加入している中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）のお子さん

※ 所得制限はありません。

※ 生活保護を受けている人は助成を受けることはできません。

※ 小・中学生でひとり親家庭等医療の助成が受けられる場合や、3歳以上で重度障がい者医療の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。



助成の期間

医療費助成の開始は、次の場合を除き、申請した月の初日からです。

- ◆ 出生による申請のとき……………出生日から
- ◆ 市外から転入した月内の申請のとき……………転入日から
- ◆ 新たに健康保険に加入した月内の申請のとき……………加入日から

区 分	医療証の有効期限
通 院	小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）
入 院	中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）

助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。

通 院	3歳未満	自己負担はありません
	3歳以上小学校就学前まで	600円/月 まで（1医療機関あたり）
	小学生	1,200円/月 まで（1医療機関あたり）
入 院	中学校3年生まで	自己負担はありません

※ 薬局での自己負担はありません。

※ 養育医療などの公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

※ 入院中の食事代や、個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

助成の方法

福岡県内の病院・薬局等にかかられる場合

「健康保険証」と「子ども医療証」を病院・薬局等の窓口で提示すると、自己負担が軽減されます。

その他の場合

福岡県外の病院・薬局等にかかられる場合、治療用装具を作られる場合などは、「子ども医療証」は使用できませんので、いったん窓口で自己負担してください。この場合、必要書類を持参してお住まいの区役所・出張所に申請していただき、払い戻しを受けてください。(病院・薬局等の窓口では自己負担額の端数処理を行いますので、領収書の金額と払い戻し額とが異なる場合があります。)(9P参照)

【申請に必要なもの】

- 健康保険証 (対象者の名前の記載があるもの)



届出が必要な場合

次のようなときには、必ずお住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口(11P参照)に届け出てください。必要な届出がなかったり、遅れたりしたときは、助成を受けられなくなることがあります。また、助成対象者の資格がなくなったにもかかわらず、医療費助成を受けた場合は、後日、医療費助成相当額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

市外への転出または住所の変更があったとき

加入している健康保険に変更があったとき、または資格がなくなったとき

氏名が変わったとき

生活保護を受けることになったとき

交通事故など第三者の行為により病院・薬局等にかかり、医療証を使用したとき

その他、助成対象の条件を満たさなくなったとき

重度障がい者医療費助成制度

助成を受けることができる人

市内にお住まいで、次の1から3のいずれかに該当し、健康保険に加入している人

- 1 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人
- 2 療育手帳重度（A）判定をお持ちの人
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人

※ 次の①から⑤に該当する人は、対象者となりません。

- ① 生活保護を受けている人
- ② 3歳未満の乳幼児で、子ども医療の助成を受けることができる人
- ③ 65歳以上75歳未満で、後期高齢者医療制度に加入していない人
- ④ 前年（1月から9月の申請の際は前々年）の所得（一定の控除後の額）が下表の所得制限額（特別障害者手当の所得制限額に準拠）を超える人
- ⑤ 配偶者の前年（1月から9月の申請の際は前々年）の所得（一定の控除後の額）が下表の所得制限額（特別障害者手当の所得制限額に準拠）以上の人

◆重度障がい者医療費助成所得制限額表

扶養親族の数	本人	配偶者
0人	360万4千円	628万7千円
1人	398万4千円	653万6千円
2人	436万4千円	674万9千円
3人	474万4千円	696万2千円
以降1人につき	38万円加算	21万3千円加算

※ 所得制限の計算方法の詳細については、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）へお問い合わせ下さい。



助成の期間

医療費助成の開始は、次の場合を除き、**申請した月の初日から**です。

- ◆ 市外から転入した月内の申請のとき……………転入日から
- ◆ 新たに健康保険に加入した月内の申請のとき……………健康保険に加入した日から
- ◆ 3歳に達する日の属する月内の申請のとき……………翌月初日から
- ◆ 65歳以上 75歳未満の人が後期高齢者医療制度に加入した月内の申請のとき……………加入日から

医療証の有効期限（原則）は、毎年9月30日までです（医療証は毎年10月に更新します）。

ただし、9月30日までに65歳の誕生日を迎える人は、有効期限が誕生日の前日までとなります。引き続き助成を受けるためには手続きが必要です。

助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の**自己負担相当額を全額助成**します。

ただし、精神障がい者（中学校3年生までを除く）の方は、精神病床への入院にかかる医療費は助成の対象となりません。

※ 更生医療や精神通院医療などの公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額を助成します。

※ 入院中の食事代や、個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの**健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。**

助成の方法

- ◆ 福岡県内の病院・薬局等にかかられる場合

「健康保険証」と「障がい者医療証」を病院・薬局等の窓口で提示すると、自己負担が軽減されます。

- ◆ その他の場合

福岡県外の病院・薬局等にかかられる場合、治療用装具を作られる場合などは、「障がい者医療証」は使用できませんので、いったん窓口で自己負担してください。この場合、必要書類を持参してお住まいの区役所・出張所に申請していただき、払い戻しを受けてください。（病院・薬局等の窓口では自己負担額の端数処理を行いますので、領収書の金額と払い戻し額とが異なる場合があります。）（9P参照）

申請がお済みでない場合は、下記のものをお持ちになって、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）へ申請してください。

対象者として認定した人には、「障がい者医療証」を交付します。

【申請に必要なもの】

健康保険証（対象者の名前の記載があるもの）

障がいの程度を証明する書類

（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）

所得証明書（市外から転入した場合などに必要になることがあります。）



届出が必要な場合

次のようなときには、必ずお住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）に届け出てください。必要な届出がなかったり、遅れたりしたときは、助成を受けられなくなることがあります。また、助成対象者の資格がなくなったにもかかわらず、医療費助成を受けた場合は、後日、医療費助成相当額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

市外への転出または住所の変更があったとき

加入している健康保険に変更があったとき、または資格がなくなったとき

氏名が変わったとき

配偶者に変更があったとき

所得に変更があったとき

生活保護を受けることになったとき

交通事故など第三者の行為により病院・薬局等にかかり、医療証を使用したとき

その他、助成対象の条件を満たさなくなったとき

ひとり親家庭等医療費助成制度

助成を受けることができる人

市内にお住まいで、次の1から3のいずれかに該当し、健康保険に加入している人

- 1 母子家庭の母及び児童
- 2 父子家庭の父及び児童
- 3 父母のない児童

児童の18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までが対象です。

1については児童の父が、2については児童の母が重度の障がいの状態である場合を含みません。

次の から に該当する人は、対象者となりません。

生活保護を受けている人

小学校就学前の乳幼児で、子ども医療の助成を受けることができる人

前年（1月から9月の申請の際は前々年）の所得（一定の控除後の額）が

下表の所得制限額（児童扶養手当の一部支給準拠）以上の人

婚姻の届出をしていなくても、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合

ひとり親家庭等医療費助成所得制限額表

扶養親族の数	本人	扶養義務者及び配偶者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
以降1人につき	38万円加算	38万円加算

所得制限の計算方法の詳細については、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）へお問い合わせ下さい。



助成の期間

医療費助成の開始は、次の場合を除き、申請した月の初日からです。

ひとり親家庭などの要件に該当した月内の申請のとき...要件に該当することになった日から

市外から転入した月内の申請のとき.....転入日から

新たに健康保険に加入した月内の申請のとき.....健康保険に加入した日から

医療証の有効期限（原則）は、毎年9月30日までです（医療証は毎年10月に更新します）。

引き続き助成を受けるためには手続きが必要です。

更新申請は毎年8月になります。更新対象者の人には、申請書を郵送でお送りします。

助成の範囲

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、下記の費用を除いた額を助成します。ただし、小・中学生は入院にかかる医療費のみ自己負担相当額を全額助成します。

通院 800円/月 まで（1医療機関あたり）

入院 500円/日（月7日まで・1医療機関あたり）（小・中学生はなし）

薬局での自己負担はありません。

育成医療などの公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

入院中の食事代や、個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。

助成の方法

福岡県内の病院・薬局等にかかられる場合

「健康保険証」と「ひとり親家庭等医療証」を病院・薬局等の窓口で提示すると、自己負担が軽減されます。

その他の場合

福岡県外の病院・薬局等にかかられる場合、治療用装具を作られる場合などは、「ひとり親家庭等医療証」は使用できませんので、いったん窓口で自己負担してください。この場合、必要書類を持参してお住まいの区役所・出張所に申請していただき、払い戻しを受けてください。（病院・薬局等の窓口では自己負担額の端数処理を行いますので、領収書の金額と払い戻し額とが異なる場合があります。）（9P参照）

申請がお済みでない場合は、下記のものをお持ちになって、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）へ申請してください。

対象者として認定した人には、「ひとり親家庭等医療証」を交付します。

【申請に必要なもの】

- 健康保険証（対象者の名前の記載があるもの）
- 戸籍謄本
- 所得証明書（市外から転入した場合などに必要になることがあります。）
- ひとり親家庭であることを証明する書類（児童扶養手当証書、遺族基礎年金証書など）
- その他必要書類（区役所窓口へおたずねください。）



届出が必要な場合

次のようなときには、必ずお住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）に届け出てください。必要な届出がなかったり、遅れたりしたときは、助成を受けられなくなることがあります。また、助成対象者の資格がなくなったにもかかわらず、医療費助成を受けた場合は、後日、医療費助成相当額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ◆ 市外への転出または住所の変更があったとき
- ◆ 加入している健康保険に変更があったとき、または資格がなくなったとき
- ◆ 氏名が変わったとき
- ◆ 配偶者や扶養義務者に変更があったとき
- ◆ 認定を受けた住所に助成対象者の他に居住者が増えたとき
- ◆ 所得に変更があったとき
- ◆ 生活保護を受けることになったとき
- ◆ 交通事故など第三者の行為により病院・薬局等にかかり、医療証を使用したとき
- ◆ その他、助成対象の条件を満たさなくなったとき

医療費の払い戻し

払い戻しの方法で助成を受けようとするときは、下記のものをお持ちになって、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）に申請してください。（病院・薬局等の窓口では自己負担額の端数処理を行いますので、領収書の金額と払い戻し額とは異なる場合があります。）

加入している健康保険により必要な書類が異なりますのでご注意ください。

加入している健康保険	必ず持ってくるもの	その他必要なもの
福岡市国民健康保険 福岡県後期高齢者医療	健康保険証 医療証 病院・薬局等の領収書	なし
全国健康保険協会 （協会けんぽ）	（医療費の内訳が示されているもの） 申請者名義の預金通帳	保険給付証明書（ ）
上記以外の健康保険	（または口座名・口座番号が分かるもの） 印かん	

協会けんぽや健康保険組合等が保険給付の内容を証明するものです。月額自己負担が医療機関（入院・通院・歯科）ごとに、21,000円以上となる場合に提出いただきます。

保険給付証明書の様式は、区役所・出張所の保険年金担当課窓口にあります。

また、福岡市のホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kokuho>）（「医療費助成制度」で検索）からダウンロードすることができます。

治療用装具の払い戻しには、上記に加え、医証、見積書、請求書などの写しが必要になります。

詳細については、お住まいの区役所・出張所の保険年金担当課窓口（11P参照）へお問い合わせ下さい。

健康保険高額療養費支給申請書について

高額療養費とは、1ヶ月の保険診療にかかる医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、加入している健康保険からその超えた額が支給される制度です。

ただし、医療費の助成を受けている人（1）が高額療養費に該当したときは、その人に代わって医療費を支払っている福岡市が、高額療養費を請求し、受領することとなります。

福岡市が高額療養費を請求するには、被保険者の「健康保険高額療養費支給申請書（兼委任状）」（2）が必要となります。この様式が送られてきましたら、記入・押印のうえ、すみやかに保健福祉局医療年金課（11P参照）へ提出してください。

1 国民健康保険組合に加入している人など。

2 記入例はホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kokuho>）（「医療費助成制度」で検索）及び同封チラシに掲載しています。

医療費を増やさないために

かかりつけ医を持ちましょう

体調の悪いときはまずここへ・・・という家族単位で診てもらえる「かかりつけ医」(ホームドクター)を決めておくとう安心です。

家族の病歴などを把握したうえで、診療が受けられ、健康管理全般のアドバイザーにもなってもらえます。

【かかりつけ医の選び方・つきあい方】

近所の開業医など、すぐに受診できる場所にしましょう

内科か小児科のお医者さんが適任です

相性のいいお医者さんを見つけましょう

健康診断の結果などは報告しておきましょう

上手に医療を受けましょう！

医療を受ける場合には、次のことに気をつけて上手に医療を受け、年に1回の健康診査でからだのチェックをしましょう。

【病院のかけもち（重複受診）はしない】

医療費の増加だけでなく、検査や薬の重複で症状が悪化する恐れもあります

【時間外や休日の受診はできるだけ避ける】

時間外や休日の診療費は割高になりますので、できるだけ避けましょう

【定期的な健康診査で、病気の予防・早期発見を】

年に1回は必ず健康診査を受けましょう

【薬の服用は医師の指示に従って】

薬はお医者さんが処方した分を指示に従って服用してください

「ジェネリック医薬品」のご利用について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用することで、薬代が安くなる場合があります。

【ジェネリック医薬品とは？】

先に開発された薬（先発医薬品）の有効成分の特許期間終了後に開発、販売されている薬で、原則的に同じ有効成分を同一量含む比較的安価な薬です。

【ご利用にあたって】

効能・効果等が異なる場合もありますので、利用にあたっては、かかりつけの医師や薬剤師に十分ご相談ください。



お問い合わせ・申請先

電話番号はおまちがえのないようお願いします

区役所・出張所	住 所	電話番号		FAX 番号 (共通)
		認定及び 医療証	医療費の 払い戻し	
東区役所保険年金課	〒812-8653 東区箱崎2丁目54-1	645-1102	645-1101	631-6463
博多区役所保険年金課	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目9-3	419-1118	419-1117	441-0075
中央区役所保険年金課	〒810-8622 中央区大名2丁目5-31	718-1124	718-1123	725-2117
南区役所保険年金課	〒815-8501 南区塩原3丁目25-1	559-5152	559-5151	561-3444
城南区役所保険年金課	〒814-0192 城南区烏飼6丁目1-1	833-4123	833-4121	844-6790
早良区役所保険年金課	〒814-8501 早良区百道2丁目1-1	833-4372	833-4371	846-9921
早良区入部出張所	〒811-1102 早良区東入部2丁目14-8	804-2014		803-0924
西区役所保険年金課	〒819-8501 西区内浜1丁目4-1	895-7090	895-7089	883-6690
西区西部出張所	〒819-0367 西区西都2丁目1-1	806-9432	806-9433	806-6811
その他のお問い合わせ				
保健福祉局医療年金課	〒810-8620 中央区天神1丁目8-1	711-4235		733-5441

